

令和5年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(3日目)

開議 令和5年3月22日(水)

閉会 令和5年3月22日(水)

仁木町議会

令和5年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

◆日 時 令和5年3月22日（水曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 報告第1号 令和5年度各会計予算特別委員会審査報告書

日程第4 発委第1号 仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第5 意見案第1号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書

日程第6 意見案第2号 L G B T Qに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書

日程第7 意見案第3号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書

日程第8 陳情第1号 「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に関する陳情

日程第9 委員会の閉会中の継続審査

日程第10 委員会の閉会中の所管事務調査

令和5年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 議 令和 5年 3月22日（水） 午前 9時30分
 閉 会 令和 5年 3月22日（水） 午前10時22分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（8名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

3 番 門 脇 吉 春

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋
副 町 長	林 幸 治	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 長	浜 野 崇
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	教 育 次 長	菊 地 健 文
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 課 長	河 井 健	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 議 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は8名です。門協議員より欠席する旨の届出がありました。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月13日に引き続き、1番・磨議員及び2番・木村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

去る、3月20日月曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取扱い等、議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件、陳情1件、計2件が追加で付議されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2までは、これまでと同様に進めます。日程第3・報告第1号『令和5年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましては、3月13日に委員会付託された議案10件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4の発委につきましては、先に決定のとおり進めます。日程第5から第7の意見書につきましては、先に決定のとおり進めます。日程第8・陳情につきましては、仁木町議会会議規則第91条第1項及び第94条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたします。日程第9・委員会の閉会中の継続審査、日程第10・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 報告第1号

令和5年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『令和5年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。磨委員長。

○予算特別委員長（磨 直之）令和5年度の各会計予算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、令和5年度各会計予算特別委員会審査報告書。令和5年3月22日提出、令和5年度各会計予算特別委員会委員長 磨 直之。記といたしまして、令和5年3月13日付託。付託事件につきましては、令和5年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号ないし議案第6号の条例制定、議案第7号ないし議案第9号の条例改正、議案第10号の指定管理者の指定、議案第11号ないし議案第14号の令和5年度一般会計及び3特別会計の予算でございます。

2ページをお開き願います。3月17日付け、横関議長宛の委員会報告書でございます。令和5年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第5号ないし議案第14号は、すべて可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により、報告いたしました。

3ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託議案の内容につきましては、先に説明いたしました付託議案合計10件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。委員会条例第18条の規定により、出席を求めた者並びに事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長を除く議員8名により構成する令和5年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ、副町長、教育長他、各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例制定、条例改正、指定管理者の指定、一般会計及び3特別会計の予算書、予算説明資料について一括で説明を受け、議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果などを総合的に判断し、4日間にわたり審査を実施したものでございます。

5ページをお開き願います。審査の内容につきましては、議案第5号、仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、ないし、議案第9号、仁木町文化財保護条例の一部改正の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第10号の指定管理者の指定の審査では、指定管理候補者への期待度、選考総評点の結果、町が貸出しする備品の状況などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第11号の一般会計予算の審査では、歳出で、町有林森林環境保全整備事業の現地確認状況、コミュニティバス運行事業の委託内容と利用状況、地域おこし協力隊事業の旅費・活動費助成の内容と協力隊員の定住状況、地方創生移住支援金事業の実績、ハートコール事業の実績と委託取り止めの理由、配食サービス事業の委託先、带状疱疹予防接種費用助成事業の想定利用者数とワクチンの内容、北後志衛生施設組合負担金の増額理由、仁木町エネルギー転換実証事業の内容、仁木町新戦略作物導入支援事業の内容、仁木町観光協会運営事業の財源内訳と広告宣伝事業の内容及び選定理由、(仮称)仁木町ワインと伝統芸能の夕べの開催理由、職員の防災士取得状況と町による防災訓練の実施状況、外国語指導助手の減員理由、仁木町民スキー場閉鎖期間のスキー学習の場所、学校給食費補助事業の内容などについての質疑・確認があり、歳入では、森林環境譲与税基金の今後の活用などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第12号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、一般会計繰入金の内訳と減額理由などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第13号の簡易水道事業特別会計予算、議案第14号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。

次に6ページでございます。決定事項でございます。議案第5号、仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第6号、仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議案第7号、仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第8号、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第9号、仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第10号、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第11号、令和5年度余市郡仁木町一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第12号、令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第13号、令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第14号、令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

本特別委員会において、以上のとおり決定しましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。令和5年3月17日、仁木町議会議長 横関一雄様。令和5年度各会計予算特別委員会委員長 磨 直之。以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

磨委員長、自席へお戻りください。

これより、討論・採決を行います。

付託議案第5号

仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第5号『仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』を採決します。

本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第6号

仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（横関一雄）次に、議案第6号『仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第7号

仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第8号

仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第9号

仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第10号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第11号

令和5年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第11号『令和5年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 場内、挙手するものあり 〕

○議長（横関一雄）議案第11号に対する委員長の報告は「可決」です。

したがって、可決に反対者の発言を許します。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）令和5年度一般会計予算について反対討論を行います。

町長の就任当初の所信表明や、第6期仁木町総合計画などで充実する施策として、農作物や観光資源を活用した関係人口の創出としておりましたが、今回の予算では関係人口の創出が見込めるとは感じられず、それに対して十分な議論が庁内で重ねられていないと感じましたので、反対いたします。

例えば、Afterコロナ期においてようやくイベントが実施できるようになったにもかかわらず、イベント自体が少なく、それにかわる効果的な代替案が乏しい点。これまでの実績のあるイベントを実施せず、関係人口の減少が見込まれる点。Withコロナ期で、ノウハウ実績を蓄えたフェアなどの開催をしない点。広告事業など新しい取組に対する集客の受皿がない点など、商工費の中で広範囲においてまだまだ関係人口創出へ向けた効果的な予算取りができると感じ、また、それに対して町側で十分な議論がなされていないと感じたため反対いたします。以上です。

○議長（横関一雄）次に、可決に賛成者の発言を許します。佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、令和5年度一般会計予算案について賛成の立場から討論いたします。

本町の財政状況は、近年徐々に回復の兆しが見えているものの、未だ地方交付税や国庫支出金などに依存している状況にあり、財政状況の大きな懸念要因となっているが、一方でふるさと納税が2年続けて4億円以上の成果を上げたことは評価できるものであり、自主財源の乏しい本町にとっては貴重な財源となっております。このような中、第6期仁木町総合計画や、仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って様々な施策がある中で、脱炭素社会の実現に向けた取組や带状疱疹予防に向けた補助制度の新設をはじめ、町民の健康保持・増進に向けた各種取組、子育て世代が期待する仁木町すこやか子育て支援センターの令和6年3月の供用開始に向けた事業推進の他、第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画に沿った各種子育て支援の取組、長年懸案となっていた町道仁小前線の令和6年度工事着工に向けた道路整備事業の推進など、本町の未来を見据えた施策が予算に反映されており、今後も持続可能な自治体運営及び財政運営に期待をし、本予算案については賛成するものであります。以上です。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『令和5年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

本件について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔 場内、起立多数 〕

○議長（横関一雄）「起立多数」です。

したがって、議案第11号『令和5年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第12号

令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第12号『令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第13号

令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第13号『令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第14号

令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第14号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論

を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第4 発委第1号

仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第4、発委第1号『仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。野崎議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）それでは、条例制定の趣旨説明を行います。

別冊議案書の5ページです。発委第1号、仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定。仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。令和5年3月10日提出。提出者、仁木町議会議会運営委員会委員長 野崎明廣。

この度の条例制定に至った経緯であります。令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまでの個人情報の取扱いに関する規程が法律により一元化されることになりました。しかし、議会においては同法の適用対象外とされ、議会独自の個人情報保護制度を定める必要があることから、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めた「仁木町議会の個人情報の保護に関する条例」を制定することとし、委員会発委として提出するものでございます。

6ページをお開き願います。条例について説明を申し上げます。目次であります。この条例は6章立てと附則で構成されております。第1章は、総則について定めるもので、条例の目的、定義及び議会の責務について、規定しております。

8ページをお開き願います。第2章は、個人情報の取扱いについて定めるもので、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求などについて規定しております。

12ページをお開き願います。第3章は、個人情報ファイルについて定めるものであります。

14ページをお開き願います。第4章は、開示、訂正及び利用停止について定めるものであります。第1節は、開示について定めるもので、開示請求権、開示請求の手続き、保有個人情報の開示義務、開示決定

等の期限、開示の実施、開示請求の手数料などについて規定しております。

19ページをお開き願います。第2節は、訂正について定めるもので、訂正請求権、訂正請求の手続き、訂正決定等の期限などについて規定しております。

20ページをお開き願います。第3節は、利用停止について定めるもので、利用停止請求権、利用停止請求の手続き、保有個人情報の利用停止義務、利用停止決定等の期限などについて規定しております。

22ページをお開き願います。第4節は、審査請求について定めるもので、審理員による審理手続に関する規定の適用除外、審査会への諮問などについて規定しております。

23ページをお開き願います。第5章は、雑則について定めるもので、適用除外、個人情報等の取扱いに関する苦情処理などについて規定しております。第6章は罰則について定めるもので、議会事務局の職員が、その業務に関して知り得た情報を不正な利益を図る目的で提供した場合の罰則などについて規定しているものであります。附則は施行期日の定めであり令和5年4月1日から施行するというものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第1号『仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第1号『仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 意見案第1号

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第5、意見案第1号『普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の25ページです。意見案第1号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和5年3月10日提出。提出者は私、嶋田茂。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、26ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願ひします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第1号『普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見案第2号

LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第6、意見案第2号『LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の27ページです。意見案第2号、LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和5年3月10日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、木村章生議員です。意見書の内容につきましては、28ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第2号『LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 意見案第3号

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第7、意見案第3号『子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の29ページです。意見案第3号、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和5年3月10日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、30ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、少子化担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 陳情第1号

「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に関する陳情

○議長（横関一雄）日程第8、陳情第1号『「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に関する陳情』を議題とします。陳情の朗読を事務局長にさせます。可児局長。

○事務局長（可児卓倫）陳情書の朗読を行います。

別冊議案書2の8ページです。陳情文書表、受理年月日及び受理番号ですが、令和5年3月10日受理、陳情第1号です。所管委員会は総務経済常任委員会です。提出者は、仁木町の風力発電を考える会 代表、瀬川裕人氏です。件名は、「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に関する陳情です。

陳情要旨を朗読いたします。陳情要旨原文でございます。「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」の建設に反対いたします。議会に於かれましては、3月の町議会開催にあたり、下記のことに論議を尽くして頂きたいと、お願い申し上げます。理由1. 低周波音などによる人体への影響。2. 自然生態系への影響。3. 土砂災害・水質悪化の恐れ。4. 建設計画地が社会福祉施設に近接すること。建設予定地に近接する銀山では、8割の住民が反対署名し、仁木町全体では、約3割の署名が集まりました。道内外とネット署名を合わせれば、約1万5000筆の署名が集まり、住民の意思を無視できない状況になりました。これからも、仁木町民全体の意志として、請願書提出に向け、風車反対署名活動を継続していきたいと思っております。以上、審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（横関一雄）陳情の朗読が終わりました。

お諮りします。本件については議会運営委員会委員長報告のとおり総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、陳情第1号『「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に関する陳情』は総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第9『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第10『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。令和5年第1回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、格別なご審議の下、ご可決賜り心より感謝申し上げます。

統一地方選挙の前半戦であります北海道知事選挙が明日から始まります。今北海道が抱えている問題をいかにクリアにし解決策を見いだしていくのか、各候補者の訴えを有権者は見極めていかなければなりません。先般、厚生労働省から2022年の人口動態統計の速報値が発表されましたが、1899年の統計開始以来、全国の出生数が初めて80万人を割り込み、道内でも過去最少を更新するなど、少子化に歯止めがきかない状況に陥っております。2017年に公表されました将来推計人口より11年早く少子化が進んでいる中、人口急減・超高齢化が将来我々の経済社会にどのような影響を及ぼし、社会構造を乱すのかは、今さら申すまでもありませんが、人口動態のアンバランスは一段と強まっていくものと懸念されております。

また、コロナ禍に続き、ウクライナ情勢や様々な要因によります原油・原材料価格の高騰は、国民の生活を直撃するとともに、十分な価格転嫁を行うことが難しい下請事業者を初めとする中小企業や、漁業農林業、運送業を初めとする各種の産業に深刻な影響をもたらしております。特に電気代の値上がりは、各家庭や企業・産業に大きな負担を与え、先行きが見通せない状況にあります。他にも、脱炭素社会に向けての実現や食料基地としての役割は他の地域にはないポテンシャルが北海道にあることは周知の事実であり、また、持続可能な公共交通の確保や、都市部への一極集中の是正など、課題解決先進地として、今こそ北海道が積極的な姿勢を示し、実践力を高めていく立場にあるものと考えているところであります。北海道が他に依存しない、自立した地域を目指していくためにも、先を見据えたこれからのリーダーに託したいとそういう思いの中で、次の投票に1票を投じたいと投票率が低下し続けている昨今の選挙を危惧しつつ、私自身の見解を申し上げさせていただきました。

さて、3月限りで定年退職される渡辺ほけん課長におかれましては、27年間行政職員として従事され、課長職に就かれてから重責を担い、職務を全うしていただきましたことに、この場をお借りし心から感謝申し上げます。今後は新たな人生として生まれ、これまで以上に有意義な日々を過ごされますことをご祈念申し上げます。27年間大変お疲れさまでした。

また、4月からは新たな体制のもとに、円滑な行政運営を目指し邁進してまいりますので、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、年度末に入り、何かとご多用とは存じますが、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、議員の皆さまがますますご活躍されますことを心よりご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。長期間にわ

たりご審議を賜り、誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）町長の挨拶が終わりました。

第1回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会には、令和4年度の補正予算をはじめ、令和5年度の当初予算、さらには条例制定や指定管理者の指定など、数多くの議案を審議いたしました。議員各位のご精励により無事閉会を迎えることができましたことは、議長としても大変嬉しく思うところであります。また、町長をはじめ、職員の皆さんには、今定例会、予算特別委員会での熱心な説明や答弁をいただき感謝する次第であります。

さて、本日の定例会をもちまして議会への出席を最後とする渡辺ほけん課長におかれましては、長い公務員生活、大変お疲れ様でございました。今後も健康にご留意され、ますますご壮健にて、行政・議会に対しまして、ご助言やご提言をいただければと思うところであります。議員一同、渡辺ほけん課長の前途がこれからの人生において有意義な、そして充実したものになりますよう、ご祈念申し上げます。長い間、大変お疲れ様でございました。以上を持ちまして、第1回定例会閉会に当たっての挨拶いたします。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦勞様でした。

閉 会 午前10時22分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和5年3月10日～3月22日（13日間）
 3日目 令和5年3月22日（水）
 （開議～午前9時30分／閉会～午前10時22分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和5年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第5号 仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	R5.3.22	原案可決
	付託議案第6号 仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	R5.3.22	原案可決
	付託議案第7号 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.22	原案可決
	付託議案第8号 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.22	原案可決
	付託議案第9号 仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.22	原案可決
	付託議案第10号 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について	R5.3.22	原案可決
	付託議案第11号 令和5年度余市郡仁木町一般会計予算	R5.3.22	原案可決
	付託議案第12号 令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R5.3.22	原案可決
	付託議案第13号 令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	R5.3.22	原案可決
	付託議案第14号 令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R5.3.22	原案可決
発 委 第1号	仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	R5.3.22	原案可決
意見案 第1号	普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書	R5.3.22	原案可決
意見案 第2号	LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書	R5.3.22	原案可決
意見案 第3号	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書	R5.3.22	原案可決
陳 情 第1号	「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に関する陳情	R5.3.22	委員会付託